

第10回 大垣市都市計画景観審議会議事録
(平成28年2月15日)

第10回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第10回大垣市都市計画景観審議会を、平成28年2月15日（月）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 会長の選任について
- 2 大垣都市計画区域区分の変更について
- 3 大垣都市計画用途地域の変更について
- 4 大垣都市計画下水道の変更について
- 5 用途地域の指定のない区域（白地地域）における容積率等の指定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

石原会長、藤垣副会長、車戸委員、中川委員、高橋委員、岩井哲二委員、田中委員、長谷川委員、関谷委員、冠者委員、木内委員、宗宮委員（代理出席：大垣警察署交通地域官 水谷秀平）、名和委員、立川委員、菱田委員

欠席委員

岩井豊太郎委員、加納委員、小松委員、高木委員、溝口委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

市 長	小川 敏
都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	北村 弘司
下水道課長	河瀬 良康
治水課長	松浦 徹
下水道課主幹	田中 明
治水課主幹	佐竹 一仁
建築課主幹	下田 勇
建築課主幹	富田 肇
都市計画課主幹	西脇 好尚
都市計画課主幹	不破 雅裕

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	森井 信悟
都市計画課主事	藤井 啓人

(開会時刻 午後13時00分)

事務局
(都市計画部長)

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第10回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。私は都市計画部長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って失礼させていただきます。

はじめに本日の委員さんの出欠状況でございますが、岩井豊太郎委員さん、加納委員さん、小松委員さん、高木委員さん、溝口委員さんが御都合によりご欠席でございます。

また、大垣警察署長の宗宮委員さんがご都合によりご欠席でございますが、大垣警察署地域交通官の水谷秀平様に代理でご出席いただいております。よろしくよろしくお願いいたします。また、冠者委員様が若干遅れられると聞いております。

委員さんの2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様方につきましては、平成26年8月の審議会委員の改選以降、審議会を開催しておりませんので、本日が初めての審議会となります。

委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、会議に先立ちまして、小川市長からごあいさつ申し上げます。

市長

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、第10回の大垣市都市計画景観審議会ということでご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また委員の皆様方には2年間ということでございますが、委員としてお世話になるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

枕詞のように、昨今は人口減少、少子高齢化社会ということになっておりますし、また、大都市への移住といえますか、集中といったものも起こっているわけでございますが、そういう時代であるからこそ、子育て世代が安心して住めるまちづくり、子育てしやすい環境づくりといったものも必要でありますし、また一方では、高齢者の方が安心して暮らせる、一人暮らしでも安心して暮らせる、そういった環境づくりといったものも求められているところなのでございまして、誰もが安心して住み続ける、持続可能なまちづくり、環境問題での持続可能というものもありますけれども、環境問題というよりもまちそのものが持続可能な、そういうまちづくりを進めていかなければならないというわけございまして、そのための色々な課題を整理していかなければいけないということでございます。

こうした中、国におきましては、行政と住民、そしてまた、民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むことを促すために、都市再生特別措置法を改正いたしまして、「立地適正化計画制度」というものが創設をされました。

これを受けまして、大垣市におきましても、まちづくり、持続可能なまちづくりを行っていくために必要となる大垣市の都市計画マスタープランとともに、立地適正化計画の策定に取り組む方針でございます。

大垣市におきましても、南街区再開発事業がいよいよ佳境を迎えておりまして、この秋にも完成ということになるわけでございますけれども、この南街区再開発事業が一つの起爆剤となって、また、南地域におきまして、新たな展開が今後予測されるといったようなことになるわけでございます。

大垣市も今年一年は「育」という字を掲げさせていただいておりますが、これは人を育む人づくりであると同時に、また文化を育む文化事業であります。また、産業を育むと同時にまちを育むといったことを掲げさせていただいているわけございまして、まちも生き物でございますので、この生き物が今後とも持続可能に、継続的に発展していけるような、そういうまちづくりを進めていかなければいけないということでございます。そのためにも、今年1年、力強く前進する1年とさせていただきたいという風に思っております。

本日の議題でございますけれども、委員を改選した後の最初の会議ということもございまして、まずは会長の選任をしていただきまして、そしてまた、横曽根工業団地地区の市街化区域への編入に関する4案件についてご審議をお願いするとともに、景観施策に関する報告事項もさせていただき、そういう予定をしているところでございます。委員の皆様方には、色々のご意見、お考えがあらうかと思っておりますけれども、そういったご意見をいただき、またご指導をいただきまして、適正なるご審査を賜りますようお願い申し上げますと同時に、また今後とも大垣市の都市計画、景観行政に対しまして、一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

ありがとうございました。本来であれば、ここで会長に議事進行をお願いするところでございますが、会長・副会長がまだ決まっておられませんので、会長・副会長が決まるまでの間、事務局の方で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議案集の1ページ「会長の選任」についてご覧いただきたいと存じます。大垣市都市計画景観審議会設置条例第5条の規定により、学識経験者の石原委員さん、岩井豊太郎委員さん、加納委員

さん、車戸委員さん、小松委員さん、高木委員さん、中川委員さん、藤垣委員さん、溝口委員さん、以上9名の中から、皆様で選出していただくことになっております。それでは、いかが取り計らったらよろしいか、お諮りしたいと思います。

高橋委員

はい事務局。

事務局
(都市計画部長)

はい高橋委員。

高橋委員

石原先生にお世話になったらどうかと思いますので、皆さんにお諮りをいただきたいと思います。

事務局
(都市計画部長)

はい、ありがとうございます。ただいま、高橋委員さんから石原委員さんのご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」との声あり)

事務局
(都市計画部長)

それでは、異議なしということでございますので、会長は石原委員さんと決定させていただきます。それでは、石原委員さん会長席の方へお願いいたします。

それでは早速でございますが、石原会長さんからご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

石原会長

こんにちは。経済大学の石原です。よろしくお願いいたします。先ほど小川市長からお話がありましたように、当審議会に課された課題は大変重要なものであります。皆様方のご協力を得て会議を無事進めていきたいと思っておりますので、どうぞ協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

ありがとうございました。引き続きまして、副会長でございますが、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が委員のうちから指名をすることとなっておりますので、石原会長さんからご指名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

石原会長

では、藤垣委員さんをお願いしたいと思います。

事務局
(都市計画部長)

ただいま、石原会長さんからご指名がございましたように、藤垣委員さんに副会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、藤垣委員さん、副会長席の方へ移動をお願いいたします。

それでは、藤垣副会長さんからご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

藤垣副会長

ただいま、石原会長様からご指名をいただきました、藤垣でございます。微力ではございますが、お役に立てるよう努力して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

ありがとうございました。これよりの議事は、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。それでは石原会長様、議事の進行をよろしくお願いいたします。

なお、ここで市長は都合により退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

市 長

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

石原会長

それでは、議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者でございますが、関谷委員さんと、木内委員さんのお二人をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、本日の審議会につきまして、傍聴希望者はないということでございますので、ご報告させていただきます。

本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の審議は4件でございます。平成28年1月25日付け27都第443号で諮問がございました県の決定案件であります「大垣都市計画区域区分の変更」と、27都第443号の2で諮問がございました市の決定案件であります「大垣都市計画用途地域の変更」につきましては、内容が関連しておりますので、第1号議案、第2号議案の2つの案件、続けて説明をお願いし、質疑などにつきましては、後ほどまとめてということで、進めさせていただきますと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

都市計画課長の北村でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案の「大垣都市計画区域区分の変更」並びに第2号議案の「大垣都市計画用途地域の変更」につきまして、あわせてご説明をさせていただきます。

それでは、第1号議案「大垣都市計画区域区分の変更について」でご

ざいますが、お手元の資料3ページから8ページが第1号議案の説明資料でございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。4ページは諮問書でございます。

続きまして、5ページは区域区分変更の計画書でございます。

「市街化区域及び市街化調整区域の区分」を「区域区分」と略しておりますが、都市計画区域について、市街化を促進する市街化区域と、農地保全する等の市街化を抑制する市街化調整区域とに区分する制度でございます。

変更の背景ですが、岐阜県では概ね5年ごとに区域区分の見直しを実施しております。

今回は、国と県関係機関との協議の結果、岐阜県では、将来推計人口が減少していること等から、住居系の市街化区域拡大は行わず、既に開発済みである産業系の市街化区域拡大のみを実施することが示されてきました。

このことから、大垣都市計画区域におきましては、既に工業団地の面的整備が行われました「横曽根地区」のみが市街化区域への編入対象地区となりました。

なお、5ページの表にあります、平成32年の推定人口欄でございますが、今回、住居系の市街化区域拡大をしないことから、平成22年時の数値をそのまま記載するとされたものでございます。

横曽根地区の位置につきましては、7ページの総括図をご覧いただきたいと存じます。こちらは、垂井町、神戸町、安八町を含む大垣都市計画区域全体を表示した図面ですが、名神高速道路大垣インターチェンジから国道258号線を南へ約1.5kmの赤色で塗りつぶしたところがございます。北側に隣接する浅西地区は、「大垣市鉄工工業団地」などの工業集積地でございます。

地区の詳細な図面といたしまして、8ページの計画図をご覧いただきたいと存じます。

赤色で着色しております、約5haの区域でございます。

横曽根地区は、「大垣市第五次総合計画」において、産業誘導ゾーンに位置付けられております。また、「大垣都市計画区域マスタープラン」において、交通の利便性を活かした工業団地整備に係る工業系の土地利用誘導を図る地区とされております。

この土地利用方針によりまして、工業団地の整備を目的とした市街化調整区域の地区計画を、平成23年6月30日付けで都市計画決定しております。平成25年3月には、大垣市土地開発公社による工業団地の整備が完了し、現在は、全区画が分譲され、3企業が操業しております。

既に工業団地として整備された地区を、市街化区域に編入すること

により、今後とも良好な工業生産環境を確保するものでございます。

ご説明させていただきました内容につきましては、6ページの理由書にもまとめさせていただいておりますので、お目通しいただければと存じます。

次に、第2号議案「大垣都市計画用途地域の変更」についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料9ページから15ページが第2号議案の説明資料でございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。10ページは諮問書でございます。

今回の変更は、先ほどご説明させていただきました横曽根地区の市街化区域への編入に伴いまして、建築物等の用途を規制する用途地域の指定を行うものでございます。

11ページが計画書、12ページが理由書になりますが、13ページの、変更の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

現在、大垣市では、約3,470haについて用途地域を指定しておりますが、今回、横曽根地域、約5haに新たに用途地域を指定することによりまして、用途地域の指定面積が約3,475haに増加することになります。

具体的な指定用途地域につきましては、15ページの計画図をご覧いただきたいと存じます。指定用途地域の種類を色分けで示させていただいております。赤色枠部分が横曽根地区になります。

横曽根地区は、工業団地の開発をする際に、市街化調整区域の地区計画であります「横曽根工業団地地区地区計画」によりまして、土地・建物利用に関する制限を定めておりますが、建築等の用途の制限として「建築基準法別表第2」の「(を)」とありますが、その項に掲げる建築物を建築してはならないと定めております。この制限は、用途地域における「工業専用地域」と同じ制限となっております。

また、北側に隣接する既存の市街化区域も工業専用地域であることから、濃い青色で示しております「工業専用地域」への指定を行うものでございます。

建ぺい率、容積率につきましては、現状と同じ60%、200%を指定いたします。

なお、横曽根工業団地地区地区計画では、その他に壁面位置や形態意匠等の制限も定めております。地区計画における上乗せ規制は今後とも維持されますので、今回、用途地域を指定することによる建築物等に対する規制は現状と変わるものではございません。

次に、第1号議案および第2号議案のこれまでの経緯についてご説明をさせていただきます。

これらの変更案につきましては、平成27年9月に近隣自治会、10月に地区の地権者である3企業へ説明を行っております。

また、区域区分の変更につきましては、10月1日号の市広報および県公報におきまして都市計画法に基づく公聴会の開催についてご案内をし、10月1日から10月15日において都市計画の素案の閲覧を行いました。その結果、1名の閲覧がございましたが、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は開催をしております。

さらに、都市計画法に基づく案の縦覧を平成28年1月26日から2月9日まで実施をいたしました。その結果、1名の縦覧がございましたが、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定でございますが、区域区分の変更につきましては、県の決定事項でございますので、当審議会でご意見をいただき、市としての意見を県に送付することになります。その後、3月中旬に開催が予定されております県の都市計画審議会でご審議をいただき、県が決定告示の手続きを行うこととなります。

また、用途地域の変更につきましては、市の決定事項でありますので、当審議会でご了承いただきました後、知事との協議を行い、区域区分変更と同日に決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第1号議案、および第2号議案の説明を終わらせていただきます。後ほどご審議いただきます、第3号議案の都市計画下水道の変更、第4号議案の白地地域における容積率等の指定に関しましても、横曽根地区の市街化区域編入に伴って必要となる案件でございます。

よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がございましたが、始めに第1号議案の「大垣都市計画区域区分の変更」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第2号議案の「大垣都市計画用途地域の変更」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」との声あり)

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第3号議案といたしまして、平成28年1月25日付け27都第443号の3で諮問のございました、市の決定案件であります「大垣都市計画下水道の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(下水道課長)

下水道課長の河瀬でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第3号議案「大垣都市計画下水道の変更」について、ご説明させていただきます。

お手元の議案集16ページから25ページが本議案の説明資料でございます。17ページをご覧いただきたいと存じます。17ページは諮問書でございます。

続きまして、18ページから、計画書、理由書、計画書の新旧対照表となっておりますが、20ページからの新旧対照表にて、変更内容をご説明させていただきます。新旧対照表には、左側の「旧」の所に、変更する箇所を赤色で示しております。

今回の変更内容は、2点ございます。

まず、1点目ですが、20ページの赤色で示しております排水区域面積の拡大でございます。大垣処理区の汚水および雨水の排水区域面積を約3,384haから約3,389haに約5ha拡大するものでございます。

これは、先の議案でご説明させていただきました、大垣都市計画区域区分の変更によりまして、横曽根地区の約5haが市街化区域に編入されたことに伴うものでございます。当該地区は、横曽根工業団地の整備に伴いまして、既に下水道の整備が行われた区域であります。今後、良好な都市環境や都市基盤を維持していくため、大垣市公共下水道の排水区域に編入するものでございます。

議案集23ページ、24ページの総括図に変更対象となる区域の位置を示しておりますので、ご確認いただければと存じます。

続きまして、新旧対照表の22ページをご覧いただきたいと存じます。

2点目の内容は、「その他施設」に、雨水排水施設である「南頬ポンプ場」を新たに追加するものでございます。

近年の都市化の進展や多発する集中豪雨による浸水被害が市内で発生している状況を鑑み、本市では平成27年の「排水基本計画」の見直しに合わせまして「第2次治水10か年計画」を策定し、床上・床

下浸水被害を順次解消していくこととしております。

「南頬ポンプ場」は、既存の施設でございますが、大池町周辺地域の浸水防除を目的とした都市計画施設として再整備するため、南頬町1丁目地内に面積約460㎡の雨水ポンプ場を都市計画下水道に決定するものでございます。

雨水ポンプ場の詳細な位置につきましては、議案集25ページの計画図のとおりでございます。赤色で着色されている区域が施設の決定を行う区域でございますが、既存施設のため、民有地への新たな規制を生じることにはございません。

次に、これまでの経緯および今後の予定についてご説明させていただきます。

この変更案につきましては、平成27年9月11日から11月10日にかけて、関係自治会への説明を行っております。

また、平成28年1月26日から2月9日にかけて、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を実施いたしましたが、閲覧者はおみえになりませんでした。また、意見書の提出もございませんでした。

この都市計画下水道の変更につきましても、第2号議案と同様に市の決定案件でございますので、審議会でのご了承いただきましたら、県知事協議を経て、区域区分変更と同日に決定告示を行っていく予定でございます。

以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、本審議会最後の議案、第4号議案といたしまして、平成28年1月25日付け27都第443号の4で諮問のございました、「用途地域の指定のない区域(白地地域)における容積率等の指定について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局
(建築課主幹)

建築課主幹の下田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第4号議案「用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について」に関するご説明をさせていただきます。

お手元の議案集26ページから31ページが本議案の資料となっております。

まず、27ページをご覧いただきたいと存じます。27ページは諮問書でございます。

28ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは白地地域の指定文の案となっております。

「白地地域」とは、都市計画区域のうち、用途地域の指定がされていない地域でございます。都市計画景観審議会の議を経て特定行政庁が定めることにより、建ぺい率、容積率、高さ制限等の建築形態に関する規制を行うものでございます。

本市では、大垣地域と墨俣地域に白地地域を指定しておりまして、今回変更の対象とする地域は、先の議案でもご説明させていただきました、横曽根地区でございます。この地域について、31ページの計画図をご覧いただければと存じます。

このたびの変更の内容は、第1号議案、第2号議案にございました、横曽根地区の市街化区域編入および用途地域指定に伴う指定面積の変更でございます。大垣地域における白地地域の面積が4,579.8haから4,574.8haに減少するものでございます。その他の規制の変更を伴うものではございません。

なお、今回の変更については、区域区分の変更告示と同時に告示をする予定でございます。

議案集の29ページ、30ページに規制値の比較表と規制の内容に関する資料を付けさせていただきましたので、ご一読いただければと存じます。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといた

します。

本日ご審議いただきました4件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨の答申をいたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日予定されている議案は以上でございますが、事務局から、報告事項があるとのことです。

それでは、事務局より報告をお願いいたします。

事務局
(都市計画課
景観整備グループ
主幹)

都市計画課景観整備グループの不破と申します。どうぞよろしく願います。

私の方からは、「大垣市景観遺産・景観自慢の指定について」、平成26年度、27年度に新たに指定した物件のご報告の方をさせていただきますと思います。

景観遺産の指定につきましては「大垣市景観遺産審議会」のご意見を伺って行っておりますが、景観計画に位置付けられ、重要な施策でありますので、本審議会でご報告させていただくものでございます。

また、お手元の茶封筒の方には、大垣市景観遺産のパンフレットと、トランプの方を配布させていただいております。「大垣市景観遺産」のパンフレットでございますが、こちらは平成26年度指定物件までの掲載となっております。

今年度、平成27年度指定物件につきましては、現在、作成中ということですのでご了承ください。

また、指定物件の周知を目的とした取り組みのひとつとして、作成しております、「大垣市景観遺産トランプ」についてですが、こちらは、平成25年度現在での指定物件を掲載して作成したものでございます。よろしく願います。

それでは、お手元でございます、右上に「その他資料」と記載してあります資料「大垣市景観遺産・景観自慢の指定について」をご覧ください。

「1. 大垣市景観遺産・景観自慢制度」でございますが、ご案内のとおり、平成22年度より、後世に伝承すべき建築物や工作物、風景等を指定する制度として「景観遺産制度」、また、平成26年度より、将来的に景観遺産への移行が期待できる建築物等を指定する「景観自慢制度」を設け、保存・活用を推進しているところでございます。

それでは、「2. 大垣市景観遺産、景観自慢指定状況」でございますが、平成22年度から現在に至るまで、景観遺産として70件、景観自慢として5件、合計75件の指定がございます。

それでは、平成26年度分ですが、こちらの方は11件の答申があり、所有者等の同意が得られた物件として、景観遺産で3件、景観自

慢として4件、合計7件について、平成27年1月15日に、新規指定をいたしております。

つづきまして、今年度、平成27年度につきましても、8件の答申があり、同様に所有者等の同意が得られた物件として、景観遺産が5件、景観自慢が1件、合計6件について、平成28年1月15日に新規指定をしたところでございます。

新規指定物件の詳細については、2枚目の方の写真と合わせた資料に記載させていただきましたので、後ほど、ご覧いただければと思います。

以上で、平成26年度、27年度の新規指定物件につきまして、ご報告を終わらせていただきます。

石原会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告がございましたが、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。それでは、委員の皆様から、その他に何かご発言ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言もないようですので、報告については以上とさせていただきます。

続きまして、事務局からもう一点、連絡事項があるとのことですので、それでは、事務局より連絡をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

都市計画課事務局の方からご報告させていただきます。

次回の審議会の開催の予定でございますが、まだ日付等につきましては確定しておりませんが、4月の後半で審議会開催を予定したいと今、進めております。

また日程が近づきましたら、詳細について改めてご案内は申し上げますが、4月の後半で開催予定があるということだけ、今の段階ではご承知おきいただければという風に思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

石原会長

よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして閉会としたいと存じます。どうもありがとうございました。

(閉会時刻 午後13時35分)